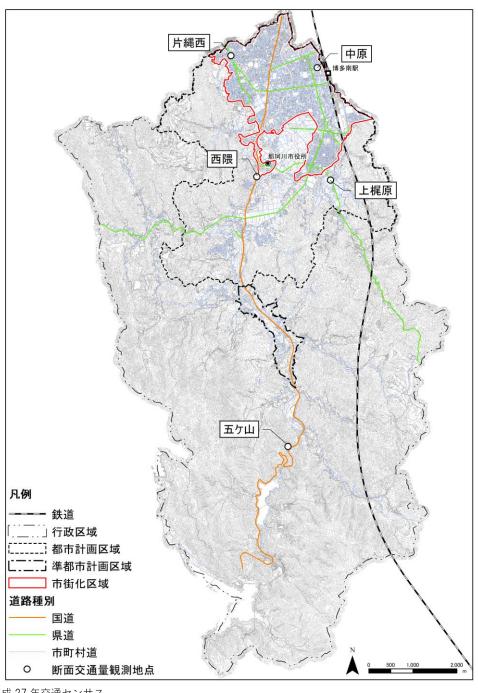
## 1-8 道路・交通

## 1-8-1 道路網

●県道後野福岡線の都市計画道路未決定部分も交通量が多い。

## ■自動車類交通量

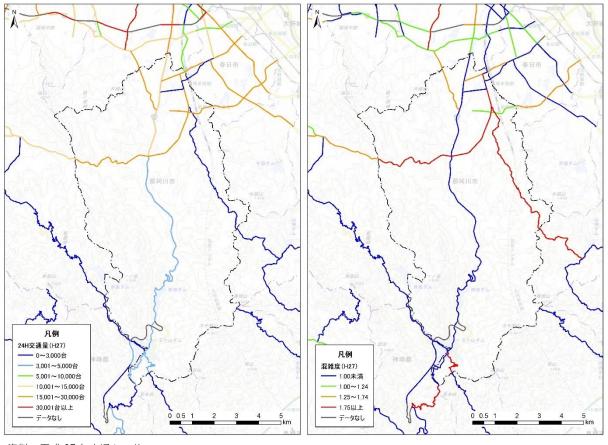
路線名	観測地点名	24時間	昼間12時間
一般国道385号	西隈2丁目14	12, 400	9, 764
一般国道385号	五ケ山908-8	3, 104	2, 544
後野福岡線	片縄西5丁目4-1	19, 191	15, 111
福岡早良大野城線	中原2丁目111	2, 233	1, 758
平等寺那珂川線	上梶原大字899-5	1, 845	1, 567



資料:平成27年交通センサス

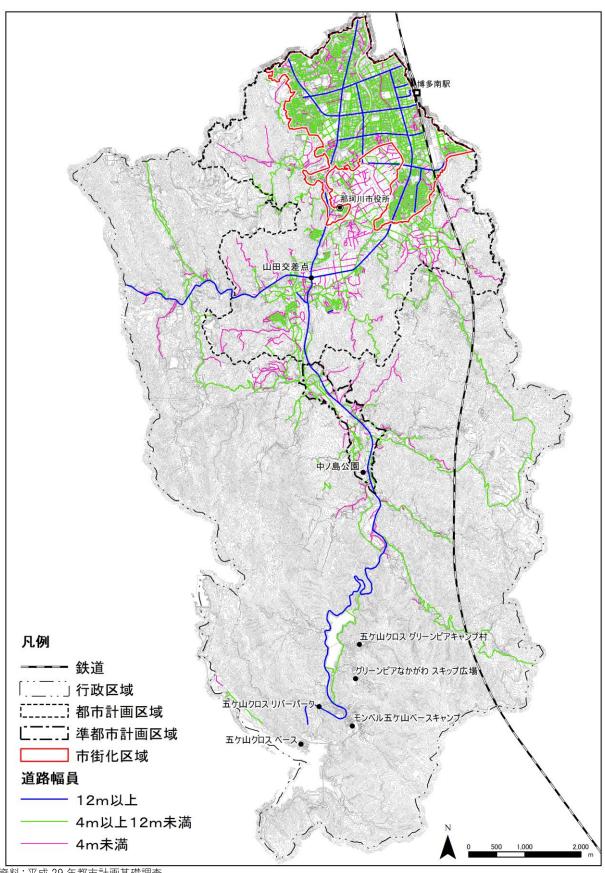
# ■24 時間交通量

# ■混雑度



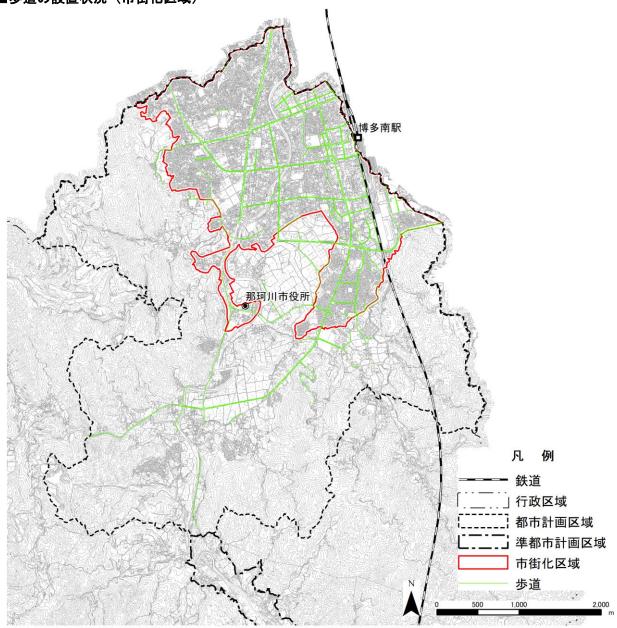
資料:平成27年交通センサス

## ■幅員別道路網図



資料: 平成 29 年都市計画基礎調査

# ■歩道の設置状況(市街化区域)

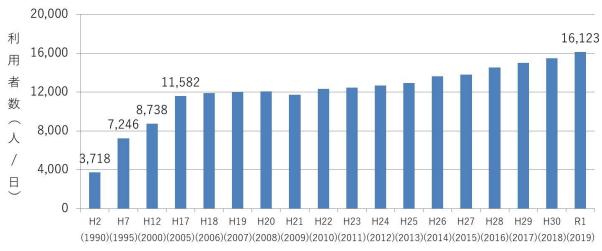


資料:基盤地図情報(国土地理院) 道路構成線データ(平成31年3月時点)

#### 1-8-2 鉄道・バス

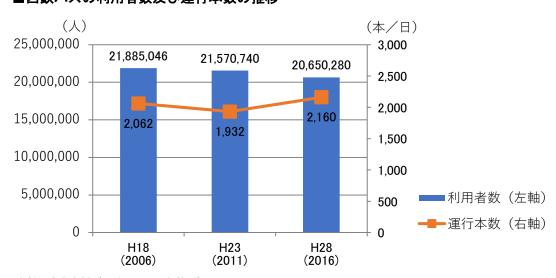
- ●博多南線の1日平均利用者は増加傾向であり、平成30年(2018年)は1日平均約1.5万人が利用。
- ●西鉄バスの利用者数は減少傾向で、平成18年度(2006年度)から平成28年度(2016年度)で約6%減少。
- ●平成21年度(2009年度)から、公共施設等を循環するコミュニティバス「かわせみ」の運行を開始。その後、西鉄バスの廃止路線を補完するように路線を追加し、また利用者のニーズにあわせダイヤ改正を行った結果、かわせみバスの利用者数は増加傾向。平成28年度(2016年度)は平成21年度(2009年度)と比べ運行本数が約4倍、利用者数は約9倍。
- ●交通不便地域における実証運行を経て、令和2(2020)年よりデマンド交通を運行。

## ■JR 博多南線利用者数の推移



#### 資料:JR 西日本資料

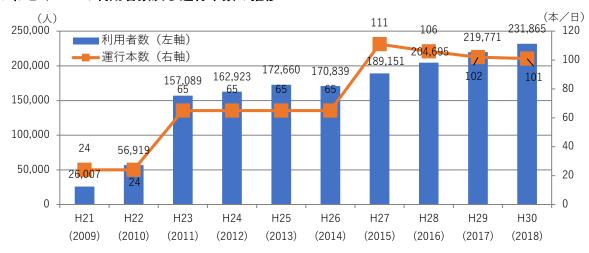
#### ■西鉄バスの利用者数及び運行本数の推移



資料:庁内資料(西鉄バスの運行状況)

※平成 26 年度より運行本数の集計方法が変わった(変更前:往復で1本 変更後:往路・復路それぞれ1本)ため、平成18 年度および平成23 年度の運行本数を2倍として集計

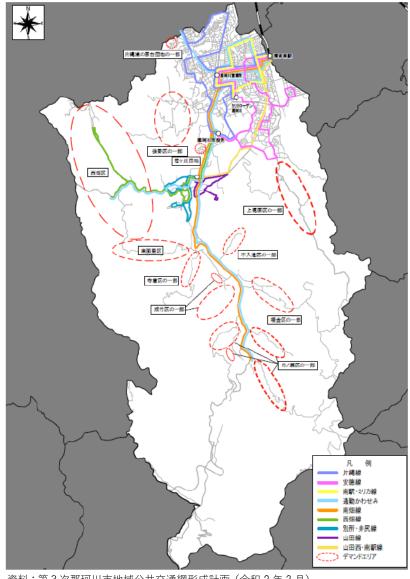
## ■かわせみバスの利用者数及び運行本数の推移



資料:庁内資料(かわせみバス運行本数の推移)

※かわせみバスは平成 21 年度より運行開始、南部かわせみバスは平成 23 年度より運行開始 ※平成 27 年度に路線を大幅見直し、平成 28 年度に便数を一部見直し

## ■かわせみバス及びデマンド交通の配置状況



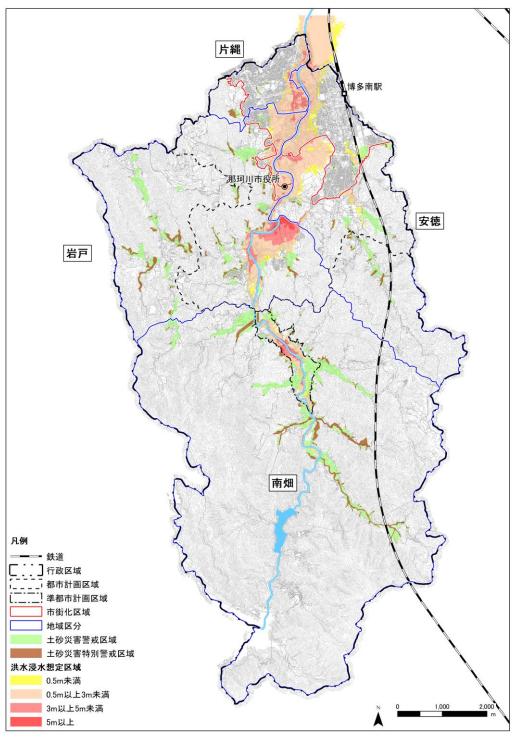
資料:第3次那珂川市地域公共交通網形成計画(令和2年3月)

## 1-9 災害

## 1-9-1 災害危険区域等

- ●那珂川の両岸部に浸水想定区域が指定。最大 5m 以上の浸水が想定される。
- ●がけ下・山すそ部は土砂災害の危険性。

## ■災害危険区域等



資料:国土数値情報(土砂災害警戒区域)

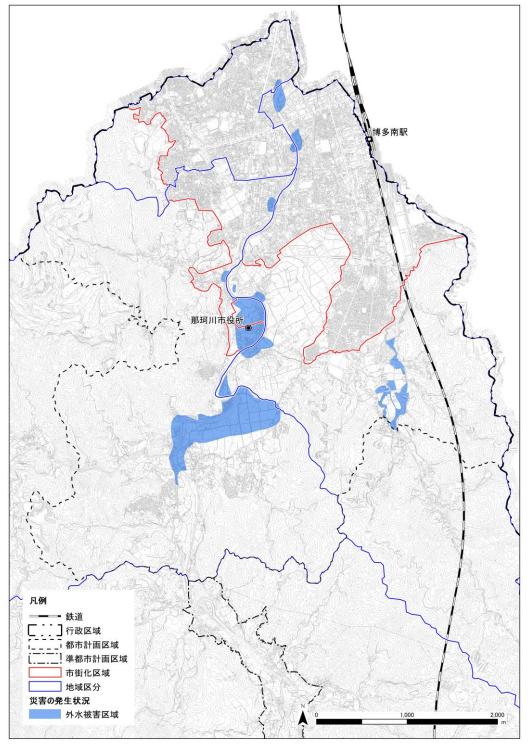
那珂川水系那珂川 洪水浸水想定区域図 (平成30年4月27日公表)

## 1-9-2 災害の発生状況

●平成 21 年(2009 年)の中国・九州北部豪雨では、市役所周辺や山田、今光等で外水被害が発生。

名称·地区名	発生年月日	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)
平成 21 年 7 月中国·九州北部豪雨	H21.7.24~26	73	125

## ■平成21年7月中国・九州北部豪雨における被害状況

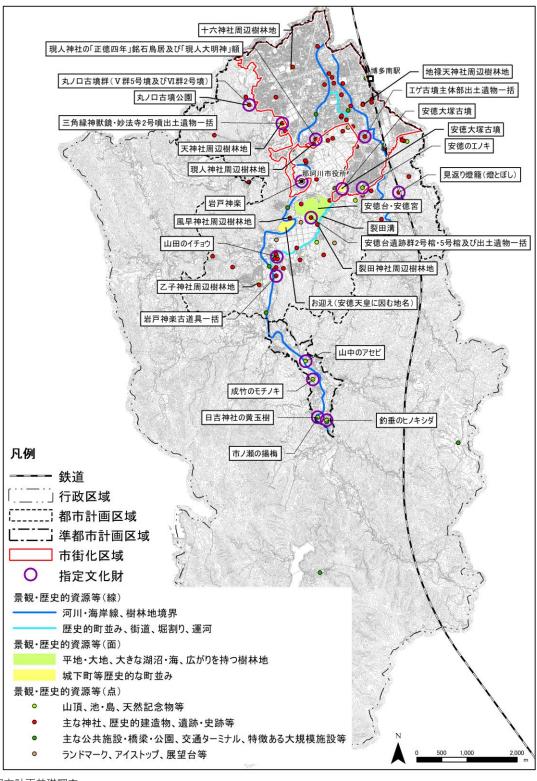


資料:平成29年都市計画基礎調査

## 1-10 文化財

- ●都市計画区域内には安徳台遺跡、安徳大塚古墳、裂田溝、丸ノ口古墳群など多くの文化財が点在。
- ●平成28年(2016年)に安徳大塚古墳が国史跡に指定。

## ■文化財分布図



資料:都市計画基礎調査

# 1-11 市民活動

●市内では多くの市民団体が活動。

# ■市内で活動する団体等(抜粋)

	団体名	概要・活動内容
まちづくり	那珂川市竹プロジェクト	・美しいまちを保ち続けるため、竹を有効活用しつつ、竹林を再生するという循環型の活動 ・市内の山林で繁殖し続ける竹林を整備し、環境保全に取り組む。整備の時に伐採した竹を有効活用し、竹細工や竹灯篭を作り、イベントに活用。その後伐採した竹や灯篭に使った竹は、水の清浄化や堆肥にするため竹炭へ加工。
	NPO 法人『空き家 革命』	·空き家の所有者に対して、建築·不動産に関する事業を行い、空き家周辺の住民の生活の安全と環境悪化の進行による健康被害の防止等に寄与
	NPO 法人 絆·なか がわ	・市民活動の担い手の育成事業や活動を促進する事業を実施 ・地域住民が自由かつ主体性を持って関わっていくことができるよりよい社会の実 現へ寄与
	博多南駅前を考える会	・博多南駅周辺の花植えや博多南駅前ビルのイルミネーションなどの企画を実施
環境保全	川を住民の手で美 しくする会	・平成 12 年、市のシンボルである那珂川をきれいにしていこうと市内の有志によって発足、年に2度の清掃活動を実施・河川の浄化に取り組む・平成 13 年から清流の象徴である鮎の稚魚の放流を実施。・事務局:市シルバー人材センター・川きれい運動の事務局。(年 1 回、海の日に実施)
日然培惜組数員		・ボランティアで市内の動植物・自然環境を観察し、市へ報告・市内外から 20 名程度参加。
	なかがわの環境を 考える会	・市環境基本計画策定にあたり、市民の声を聞くために平成 14年「なかがわの環境を考える会」を公募。 ・応募したメンバーが、当時の市長に提言書を提出後、あらためて同じ名称のボランティア団体を設立。 ・生活環境改善と自然環境保全
	NPO法人南畑ダム・五ヶ山ダム・那 珂川水源流域ネット	・南畑ダム・五ヶ山ダム・那珂川水源流域の森林・河川等の自然環境を守り、育て、安全で良質な水を次の世代に引き継ぐため、森林の保全・育成事業、河川の保全・美化事業、動植物の保護・育成事業を実施・自然体験事業、木工・農産物の振興事業による地域の活性化、地域社会に寄与

	団体名	概要・活動内容
歴史	NPO 法人夢・すすむ プロジェクト	・広く市民に対して市内に伝わる伝統文化、貴重な歴史遺産の継承、支え合う住環境の創造支援の事業を関係する活動団体、地域と一体となって展開、潤いのあるまちづくりの推進に寄与
	那珂川市の歴史を 学ぶ会	・平成 25 年発足、会員 24 名 ・「次世代にふるさとの歴史と文化を伝える」という思いをもった仲間が集まり、那珂川市の歴史や文化を学習。 ・その成果を「次世代に伝えたいこと」として冊子を作成。平成 26 年に『肥前・筑前街道-背振坂越』を、27 年に『さいふまいりの道』を、30 年に『語り継ぎたい裂田溝』を刊行
	郷土史研究会	・郷土史の研究とその普及、文化財保護を目的として活動。ミリカローデン那珂川などで郷土史に関する講座を行っている
	歴史ガイドボランティ ア	<ul><li>・市内全域の史跡を対象に活動</li><li>・市内にある歴史や名勝などの文化財の学習を通じ、会員相互の親睦を図るとともに文化財の保護並びに普及を目的に活動</li><li>・市の歴史を広めるとともに、市のイメージアップを図ることを目的に史跡ガイドを実施</li></ul>

資料:内閣府 NPO 法人ポータルサイト、那珂川市ボランティア支援センターくるりんボ HP 等を参考に作成

## 第2節 上位・関連計画と社会動向の整理

## 2-1 上位・関連計画

2-1-1 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月)

#### ■都市づくりの基本理念

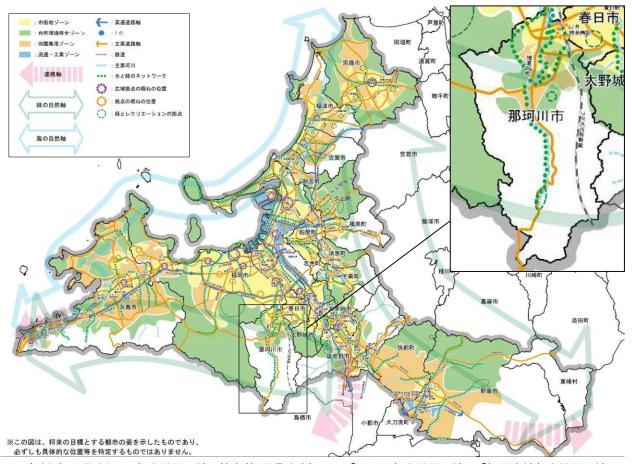
- 1)持続可能な、快適で魅力ある都市生活を支える集約型の都市づくり
- 2)安全で快適な生活を支える都市づくり
- 3)自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり
- 4)活気にあふれた個性が輝く都市づくり
- 5)多様な主体が参画するまちづくり

## ■都市づくりの目標

「福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際中枢都市圏※を目指す 福岡都市圏」 ※国際中枢都市圏:国際情報発信機能や学術研究機能、国際交流・物流機能が集積して、国際的な交流の中心となる都市 圏のこと。

#### ■将来像図

JR 博多南駅周辺が拠点として位置づけられている



※平成 29 年 1 月 24 日の都市計画区域の統合(福岡県決定)により、「那珂川都市計画区域」は「福岡広域都市計画区域」へ変更。

## 2-1-2 那珂川市総合計画(令和3年3月)

#### ■計画期間

令和 3 年度(2021年度)~令和 12 年度(2030年度)

#### ■将来像

笑顔で暮らせる自然都市なかがわ~これからも住み続けたい協働のまちを目指して~

#### ■施策大綱

- 1. 支え合い、安心に暮らせるまちづくり
- 2. 誰もがともに学び、育むまちづくり
- 3. 自然と調和した快適に暮らせるまちづくり
- 4. 自然の豊かさを感じるまちづくり
- 5. 地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり



## 2-1-3 第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(令和2年3月)

#### ■人口の将来展望

令和 12 年に 51,705 人(ピーク人口)、令和 42 年に 48,994 人

#### ■基本目標

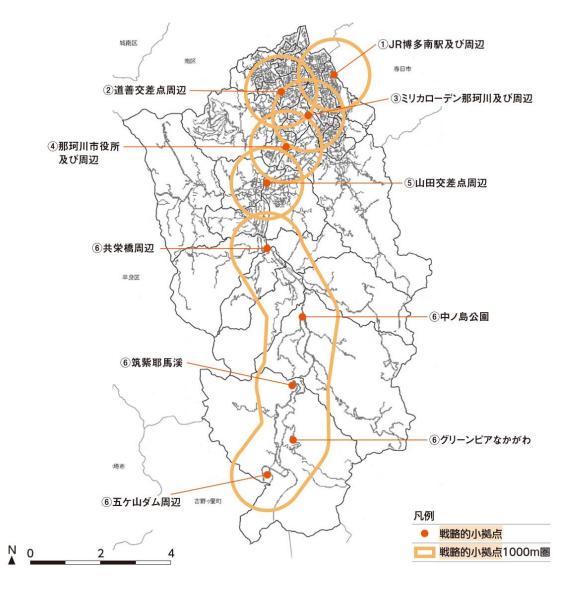
- 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

## ■戦略的小拠点の設定

市内の戦略的小拠点として、広域交通及び地域内交通の結節点や文化・商業施設の集積または自然環境に位置する集客施設に類する以下の拠点を設定し、各拠点の個別的戦略方向を示す。

- ①: JR 博多南駅及び周辺
- ②:道善交差点周辺
- ③:ミリカローデン那珂川及び周辺

- ④: 那珂川市役所及び周辺
- ⑤:山田交差点周辺
- ⑥: 国道 385 号南部(共栄橋~中ノ島公園、筑紫耶馬渓~グリーンピアなかがわ・五ケ山ダム周辺)



## 2-1-4 那珂川市立地適正化計画(令和2年7月)

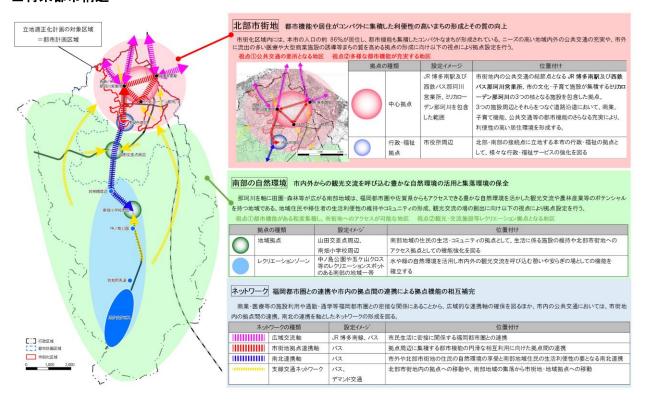
#### ■計画期間

目標年次: 令和 22 年(2040 年)

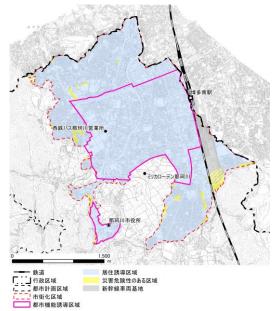
#### ■まちづくりの方針

まちの質を高める拠点の形成/拠点間のネットワークの確保/豊かな自然環境と共生する都市構造の形成

#### ■将来都市構造



## ■居住誘導区域及び都市機能誘導区域と誘導施設



中心	拠点	の謬	<b>š</b> 導	施設

	<b>当中心及ぶり助寺池政</b>					
	カテゴリ	誘導施設	定義(届出対象)			
	商業	商業施設(3,000 m²超)	小売店舗のうち、床面積の合計が3,000 ㎡を超えるもの			
		集会機能(ホール)を	旅館業法第2条第2項に定める旅館・ホテル営業に該当			
		有するホテル	する施設で、集会機能として200㎡以上のホールを有する			
			もの			
	高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援			
			センター			
	子育て支援	地域子育て支援拠点	援拠点 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援			
			拠点事業を実施する施設			
	行政	行政窓口施設	地方自治法第 155 条第 1 項に定める出張所			
医療 病院 医療法第19		病院	医療法第1条の5第1項に掲げる病院			
	文化	文化施設	多様な文化事業の実施、文化的活動の場の提供を目的と			
			する施設			

## ■行政・福祉拠点の誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義(届出対象)	
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援	
		センター	

## 2-1-5 第3次那珂川市地域公共交通網形成計画(令和2年3月)

## ■計画期間

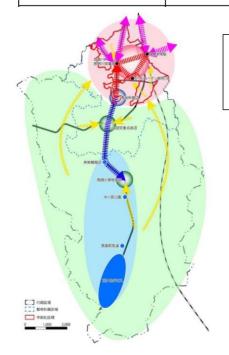
令和 2 年度(2020 年度)~令和 6 年度(2024 年度)

#### ■基本方針

公共交通を必要とする市民の移動ニーズを踏まえ、公共交通機関の適切な役割分担のもと、必要な地域に必要な公共交通を導入することで、市民が生活に必要な目的地にアクセスするための持続可能な公共交通体系を構築する

## ■公共交通ネットワークのイメージ

交通軸	交通機関	位置づけ
広域交流軸	○JR博多南線 ○西鉄路線バス	市民生活に密接に関係する福岡都市 圏との連携
市街地拠点連携軸	<ul><li>○かわせみバス</li><li>・片縄線</li><li>・安徳線</li><li>・南駅・ミリカ線</li><li>・通勤かわせみ</li></ul>	拠点周辺に集積する都市機能の円滑 な相互利用に向けた拠点間の連携
南北連携軸	<ul><li>○かわせみバス</li><li>・南畑線</li><li>○西鉄路線バス(市の瀬補助系統)</li></ul>	市外や北部市街地の住民の自然環境の享受と南部地域住民の生活利便 性の要となる南北連携
支線交通ネットワーク	<ul><li>○かわせみバス</li><li>・別所・井尻線</li><li>・山田線</li><li>・山田西・南駅線</li><li>○デマンド交通</li></ul>	<ul><li>・中南部地域の集落を中心に運行し、 中南部地域の集落から市街地・地 域拠点へ移動するために幹線交通 につなぐ支線交通</li><li>・中南部地域の交通不便地における 生活交通</li></ul>



市内外の多様なネットワーク(JR 博多南線、バス、デマンド交通)

## 2-1-6 那珂川遊歩道整備基本構想(令和2年3月)

## ■整備方針

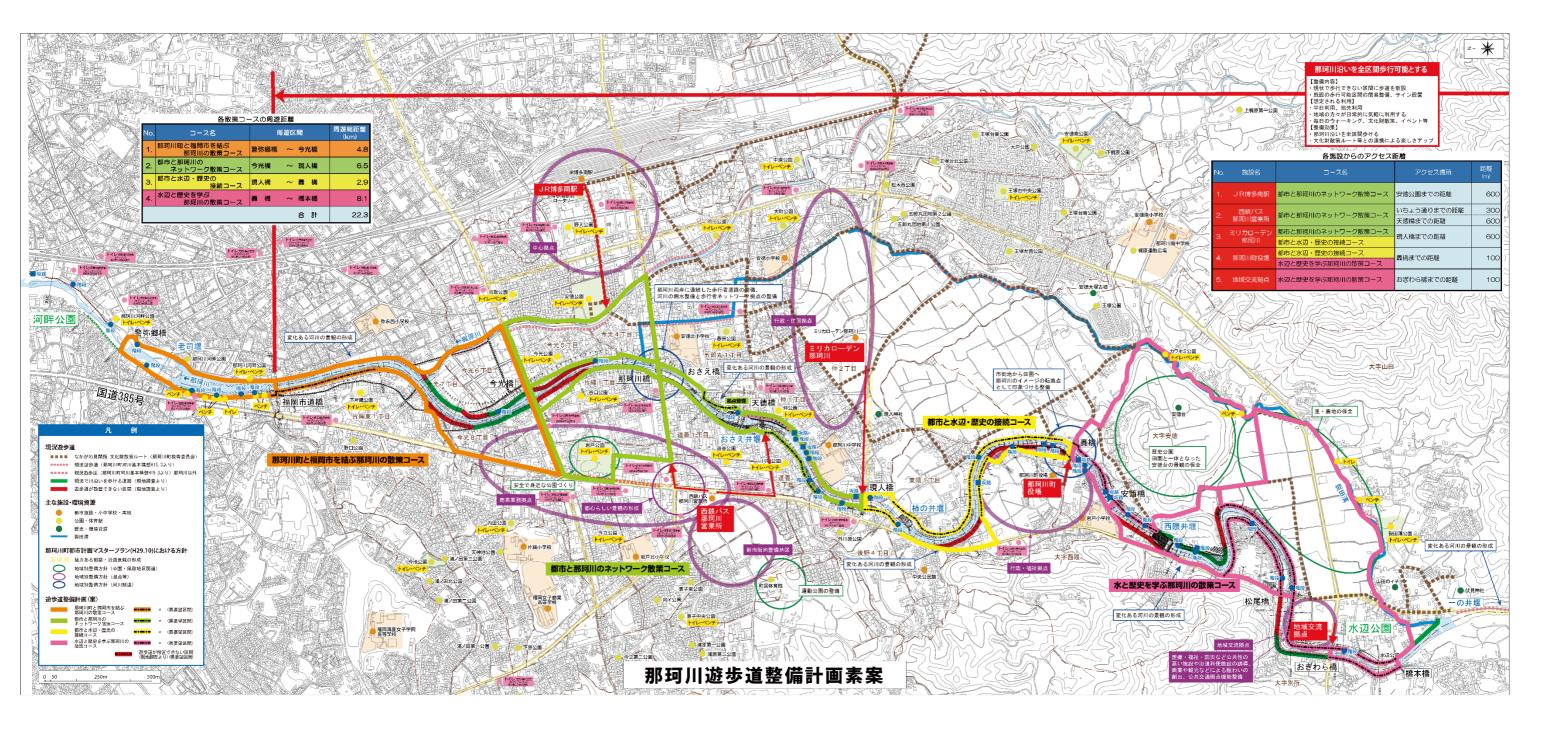
整備方針		基本方針		
①連続性の確	(1)散策者が利活用しやすいよう遊歩道は分断しない。			
保	(2)河川沿いに連続	性を保てない場合は、代替えルートを設定する。		
②周遊ルートの	(1)散策コースを設	定する。		
構築	(2)散策コース名を	設定し、散策の目的を明確にする。		
	コース名	概要		
	■那珂川町と福	・ 福岡市南区の遊歩道の利用を考えた周遊ルート		
	岡市を結ぶ那珂	・ 片縄地区住民の利用が中心		
	川の散策コース	・ 拠点整備を行えるスペース無し		
	※福岡市南区の河畔公園が拠点			
	■都市と那珂川	・ 都市部の公園、梶原川を結んだ周遊ルート		
	のネットワーク散	・ 三師会の健康ウォーキングコースを一部取り入れ		
	策コース	・ おさえ井堰横の水辺空間を拠点整備		
		・ 既存の那珂川中学校横の遊歩道を有効活用		
	■都市と水辺・歴	・ 右岸の東隈側は、都市部と田園部の接続となるルート		
	史の接続コース			
	■水辺と歴史を	・ 裂田溝遊歩道、裂田溝公園、橋本橋下流の親水施設を結んだ		
	学ぶ那珂川の散	周遊ルート		
	<ul><li>策コース</li><li>・ 山田に地域交流拠点ができた場合は、地域交流拠点が拠点</li></ul>			
③利用者への	(1)遊歩道利用者の	り目線で施設を配置する。		
配慮	(2)「利便性」、「景智	見性」に配慮する。		



おさえ井堰の拠点整備イメージ (上流天徳橋から望む)



おぎわら橋の遊歩道整備イメージ (下流おぎわら橋から望む)



#### 2-2 社会動向の整理

社会的要請の変化を踏まえ、今後求められるまちづくりの方向性を整理する。

## 2-2-1 人口減少・高齢社会への対応

我が国の総人口は平成 20 年(2008 年)の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、令和 47 年(2065 年) にはピーク時の 7 割弱である、約 8,808 万人(高齢化率 38.4%)に減少すると推計されている。

人口減少に伴う地域活力の低下は全国的にも多くの都市で課題となっている一方で、長寿命化により、健康寿命も延びることが考えられ、新たに自由時間が創出される。

#### ①地域活性化の推進

「まち」を活性化するため、地方都市において都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成(コンパクト+ネットワーク)の推進や中山間地域等における「小さな拠点」の形成、地方への新たな「ひと」の流れをつくるための二地域居住の本格的推進や既存住宅の流通促進等による住み替えしやすい環境整備が行われている。

本市においても、「コンパクトシティの実現に向けた取り組み」「地域特性を活かしたまちづくり・基盤整備」 「地域の連携・交流の促進」等に取り組む必要がある。

#### ②観光まちづくり

観光は、国内の人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持するために、極めて重要な分野である。訪日外国人旅行者数は平成30年(2018年)には3,119万人であり、対前年比8.7%増、6年連続過去最高を更新している。

新型コロナウイルス感染拡大による移動制限等により、現在は厳しい状況におかれているが、国内における 旅行消費額の8割以上は日本人の国内旅行であり、そのうち6割は地方部で消費されている。また、消費単 価や消費額は増加傾向にあり、旅行の高付加価値化が重要とされている。

本市においても、令和元年(2019年)7月に隣接する吉野ヶ里町と観光振興に関する連携協定を締結し、イベントの共同実施や情報発信を連携して取り組んでいる。観光資源の活用による地域の活力維持に向けて、「良好な景観の形成」や「自然・歴史や文化を活かした地域づくり」に取り組む必要がある。

#### ③官民連携の推進

人口減少・少子高齢化や厳しい財政状況において、これまで行政が担ってきた役割のすべてを今後も行政が担い続けることは難しくなっている。近年では、公園や道路空間、河川空間などに関する法制度の改正により、公共空間を活用した地域のにぎわいや交流の場の創出による魅力向上や、道路協力団体や河川協力団体を活用した施設の管理など、官民連携の機運が高まっている。

本市においても、行政だけでなく、企業、NPO、地域団体・個人といった多様な主体との連携や役割分担が 求められている。

#### 2-2-2 安全・安心社会の構築

近年では、東日本大震災等の未曾有の大災害、豪雨や台風等、多くの自然災害に見舞われている。特に 近年は雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、安全・安心が脅かされつつある。これらの頻発・激甚 化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくり の推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題であり、法改正等の取り組みが進められつつある。 本市においても、防災・減災対策を強化し、命と暮らしを守る必要がある。

#### 2-2-3 持続可能な社会の実現

令和 2 年度(2020 年度)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択された「パリ協定」を踏まえ、平成 28 年(2016 年)5 月に国は「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、国土交通省としては、住宅・建築物の省エネ化や自動車単体対策、低炭素まちづくりの推進等、多様な政策展開に取り組むこととしている。

本市においても、公共交通機関の利用促進(駅のバリアフリー化の推進や情報化の推進による利便性向上)、住宅・建築物の省エネ性能の向上、緑化の推進(都市公園の整備や道路、公共施設や民有地における緑化)などの「地球温暖化対策」や、建設リサイクルや下水汚泥のリサイクル、木材利用の推進など「循環型社会の形成」に向けて取り組む必要がある。

## 2-2-4 新型コロナ危機を契機としたまちづくり

新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの進展による働く場と居住の場の融合や、ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりなど、人々の生活や考え方に変化が生じており、都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、新型コロナ危機による変化への対応が求められている。

そのような状況を踏まえ、国土交通省は、今後のまちづくりの方向性のイメージとして、「人々の働く場所・住む場所の選択肢を広げる」「規模(大都市・郊外・地方都市)の異なる複数の拠点の形成と役割分担」「複数の用途が融合した職住近接に対応し、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくり」を示している。

本市においても、これらの動きに柔軟に対応しながら、今後も引き続き魅力的なまちづくりを進める必要がある。

#### ■新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(イメージ)



資料:新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(論点整理)、令和2年8月31日、国土交通省

## 第3節 市民意向

## 3-1 アンケートの実施概要

前計画策定時に実施した住民意向調査(平成 21 年(2009 年)3 月実施)と、最近実施したアンケート調査(A~C調査)による市民の意向を比較し、計画に反映する。

アンケートはこれまで実施した下記3種類の結果を活用する。

## ■各アンケート調査の概要

	A 立地適正化計画 策定にかかる アンケート調査	B 住民アンケート	C 総合計画策定 にかかるアンケート調査
調査期間	平成 30 年(2018 年)10 月	平成 31 年(2019 年)1 月	令和元年(2019年)9月2
	18日~11月2日	16日~2月10日	日~9月20日
配布数	2,700	2,000	2,000
対象	市内在住 18 歳以上	市内在住 18 歳以上	市内在住 18 歳以上
回収数	955	638	593
回答率	35.4%	32.1%	29.65%
調査目的	立地適正化計画策定にあ	那珂川市が実施している取	総合計画策定にあたって市
	たって市民意見を反映する	り組みやサービスに対する	民意見を反映するため
	ため	住民の皆さまの満足度、重	
		要度及び優先度を把握し、	
		今後のまちづくりに活用する	
		ため	

## ■前計画策定時の実施したアンケートとA~C調査の対応状況

H21.3 実施(前計画策定時)	類似の項目が確認できる既存調査
(1)日常の行動場所	A調査 問 8~問 10
(2)まちの住み心地	A調査 問 4、B調査
(3)まちづくりの方向性	A調査 問 14、問 18 B調査、C調査 問 15、問 19
(4)将来の地区像	C調査 問 8、問 9
(5)取り組みの満足度・重要度	B調査、C調査 問7

## 3-2 調査結果

## 3-2-1 日常の行動場所

- ●日常生活品:前回は90.5%が町内であったが、現在は74%であり、市内で買う人が減少。
- ●休日のショッピング(買い回り品):前回は福岡市が 45.4%、春日市が 19.4%であったが、現在は春日市 45%(フォレストシティだけで 32%)、福岡市 15%と春日市の比率がかなり高い。
- ●通院:前回は市内 68%、福岡市 23%、春日市 6%であるのに対し、現在は市内 52%、福岡市 19%、春日市 13%と市内の割合がやや低下。
- ●移動手段はいずれも自家用車やバイクが圧倒的に多い。

【前回】

							( /
項目	日常生活品 の購入	休日の ショッピング	飲食を伴う 歓談など	診察や 通院する 医療機関	美術館や 博物館など	スポーツ 活動	映画鑑賞、スポーツ観戦
町内	90. 5	18. 3	53. 3	67. 9	1. 8	54. 9	1. 9
福岡市中央区	0.8	22. 2	13. 3	3. 3	29. 9	2. 2	22. 8
福岡市博多区	0. 3	3. 7	5. 2	2. 6	2. 5	1. 6	8. 7
福岡市南区	2. 4	1.8	4. 6	10. 2	0. 3	3. 1	0. 3
福岡市その他	1. 0	17. 7	14. 2	6. 5	35. 9	7. 8	35. 0
大野城市	0. 5	2. 1	1. 2	0. 7	1. 0	0. 5	17. 1
春日市	3. 2	19. 4	5. 2	6. 2	0. 2	10. 7	4. 8
太宰府市	0. 5	0.4	0. 0	0. 3	17. 0	0. 7	0. 2
筑紫野市	0. 1	6. 7	0. 9	0. 3	0. 7	0. 3	2. 4
その他	0. 7	7.7	2. 1	2. 0	10. 7	18. 2	6.8
合計	100	100	100	100	100	100	100

## 【A調査】

## ●場所

	食料品や負 買し		衣料品、 や趣味品 回り品)(	など(買い	病院や	診療所
1. 市内	702	74%	97	10%	499	52%
2. 市外	136	14%	766	80%	326	34%
福岡市	42	4%	141	15%	179	19%
春日市	76	8%	427	45%	126	13%
その他	18	2%	198	21%	21	2%
無回答	117	12%	92	10%	130	14%
計	955	100%	955	100%	955	100%

## ●主な移動手段

	食料品や飲料などの 買い物		衣料品、家具・家電 や趣味品など(買い 回り品)の買い物		病院や診療所	
1. 徒歩	152	17%	12	1%	96	11%
2. 自転車	54	6%	22	2%	48	5%
3. 自家用車・バイク	626	71%	737	82%	571	64%
4. バス	12	1%	28	3%	39	4%
5. タクシー	1	0%	0	0%	3	0%
6. 博多南線	11	1%	47	5%	14	2%
7. その他	1	0%	5	1%	1	0%
無回答	22	3%	49	5%	122	14%
計	879	100%	900	100%	894	100%

## 3-2-2 まちの住み心地

#### ■居住環境

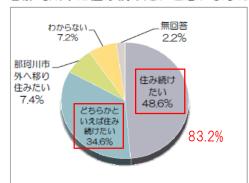
- ●「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」が 9 割を超え、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」も 8 割を超えており、満足度が高い。
- ●理由としては、利便性の良さ、愛着、自然環境の豊かさが多い。
- ●利便性や自然環境の豊かさは市の魅力や誇りともなっている。

## 【B調査】

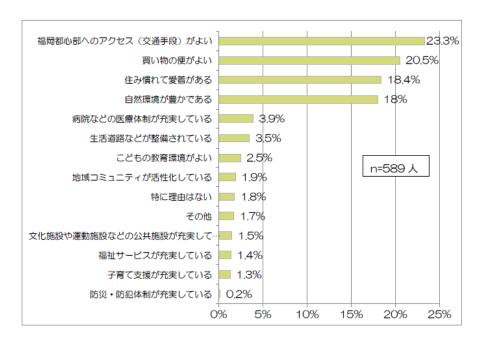
## ①那珂川市は住みやすいですか

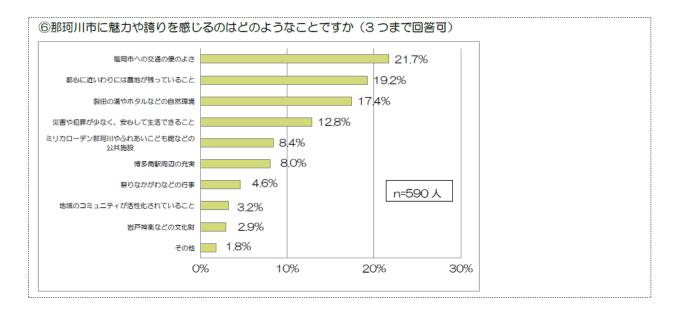
# (上がしている) (ファイン (ロック) (

## ②那珂川市に住み続けたいと思いますか



③上記②で「住み続けたい(314人)」「どちらかといえば住み続けたい(275人)」 と回答された場合の理由について(3つまで回答可)





## ■改善すべき点

●「公共交通の利便性」を求める意見が最も多く、次いで「日常利用する店舗の充実」が多い。

## 【A調査】

問4 現在のお住まいの地域(小学校区)に関して、改善されれば良いと思うことは何ですか。最もあてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

選択肢	件数	比率
1. 日常利用する店舗などの充実	132	14.5%
2. 病院、福祉施設などの充実	94	10.3%
3. 幼稚園、保育所、学校などの充実	31	3.4%
4. 市役所・支所や図書館、文化ホールなどの公共施設の充実	45	5.0%
5. 道路や公園などの都市基盤、まちなみの整備の充実	128	14.1%
6. バス、鉄道などの公共交通の利便性	292	32.1%
7. 防犯、防災上の安全性	110	12.1%
8. その他	41	4.5%
無回答	36	4.0%
<b>⊕</b>	909	100.0%

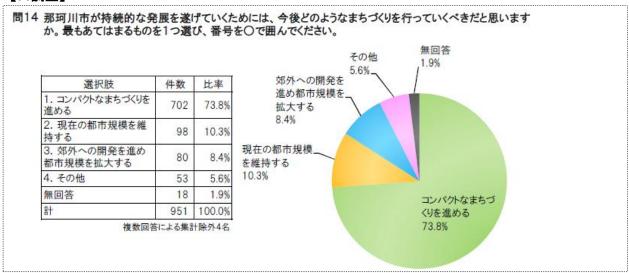
複数回答による集計除外46名

## 3-2-3 まちづくりの方向性

#### ■まちづくりの方向性

●約7割の市民が「コンパクトなまちづくりを進める」と回答。

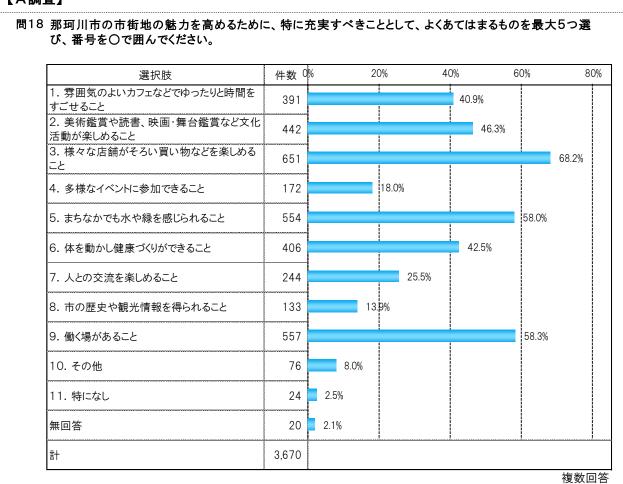
## 【A調査】



#### ■市街地の魅力向上のために充実すべきこと

●約6割の市民が市街地の魅力向上のために「様々な店舗がそろい買い物などを楽しめること」、「働く場があること」や「まちなかでも水や緑を感じられること」が必要と回答

## 【A調査】

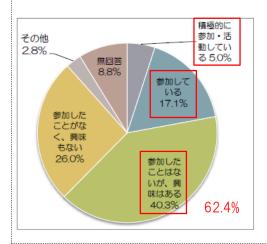


## ■市民協働の取組

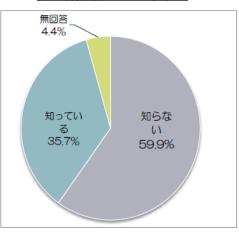
- ●地域のボランティア活動に「参加している」あるいは「興味がある」市民は約6割で意欲が高い。
- ●一方で、ボランティア活動の一つである公共施設クリーンパートナー制度の認知度は低い。

## 【B調査】

3. <u>地域のボランティア活動に関して、参</u> 加状況を教えてください



23. 市民がボランティア活動として道路 の歩道や河川の美化と清掃を支援す る那珂川市公共施設クリーンパート ナー制度を知っていますか

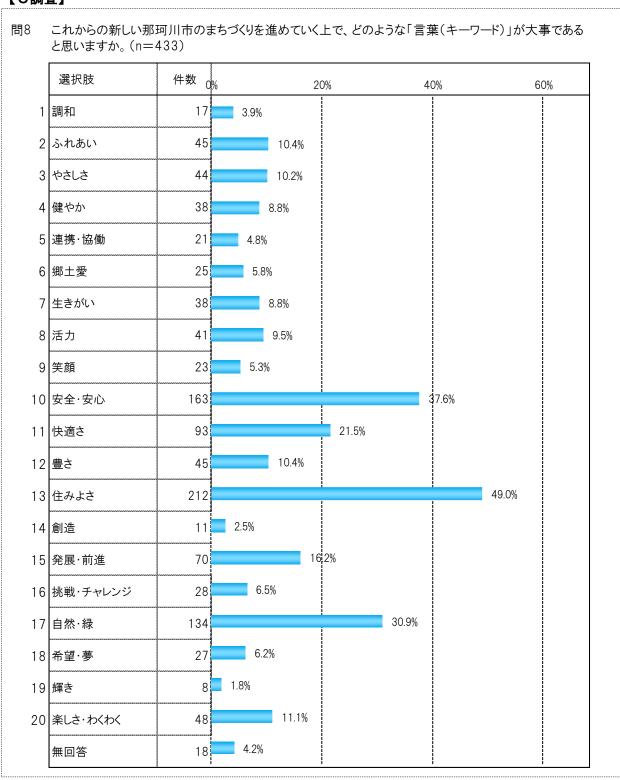


## 3-2-4 将来の地区像

## ■これからの那珂川市のまちづくりを進めていく上で、重要な「言葉 (キーワード)」

●約5割の市民が「住みよさ」という言葉が重要だと回答。次いで、「安全・安心」、「自然・緑」が多い。

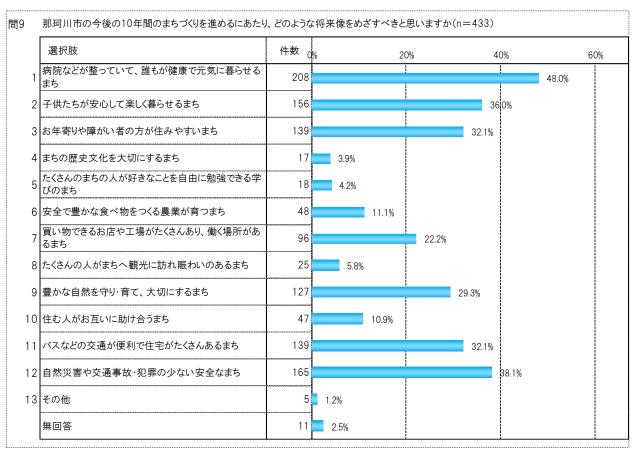
## 【C調査】



## ■那珂川市は今後 10 年間どのような将来像をめざすべきか

●約5割の市民が「病院などが整い、誰もが健康に暮らせるまち」と回答。

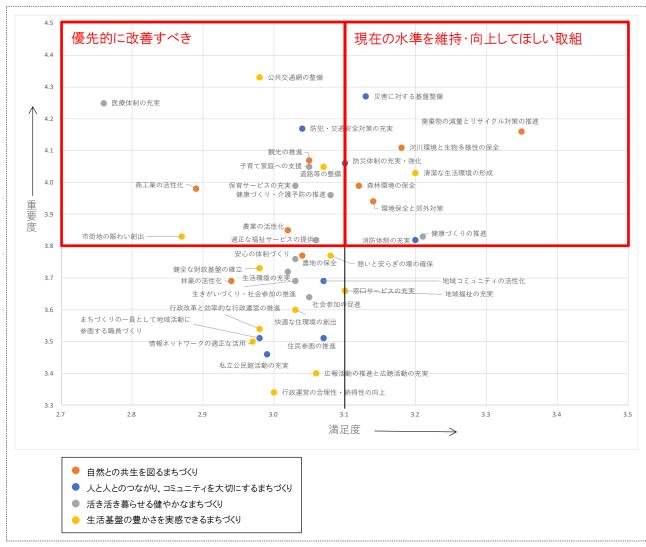
## 【C調査】



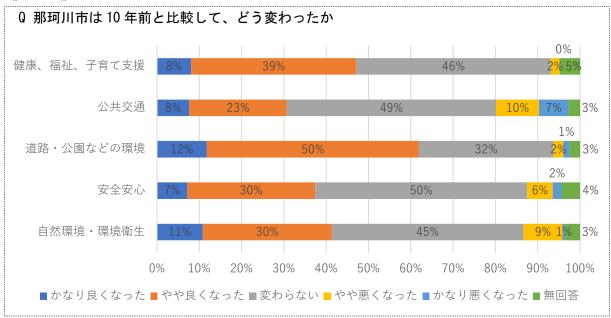
## 3-2-5 取組の満足度・重要度

- ●重要度(高い順) 公共交通網の整備 4.33、災害に対する基盤整備 4.27、医療体制の充実 4.25 であり、「自然との共生を図るまちづくり」は全体的に重要度が高い。
- ●満足度(低い順) 医療体制の充実 2.76、市街地のにぎわい創出 2.87、商工業の活性化 2.89 であり、「活き活き暮らせる健やかなまちづくり」や「生活基盤の豊かさを実感できるまちづくり」は全体的に満足度が低い。
- ●優先度(高い順) 災害に対する基盤整備(継続した対策が必要)、公共交通網の整備(改善が必要)、観光の推進(改善が必要)
- ●市街地のにぎわい創出について、優先度は低いものの、満足度が低い。
- ※各項目の満足度の回答について、不満…1、やや不満…2、どちらでもない…3、やや満足…4、満足…5 として平均値を算出した。同様に、重要度は低い…1、やや低い…2、どちらでもない…3、やや高い…4、 高い…5 として平均値を算出した。

## 【B調査】



# 【C調査】

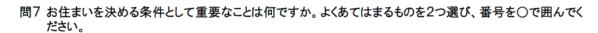


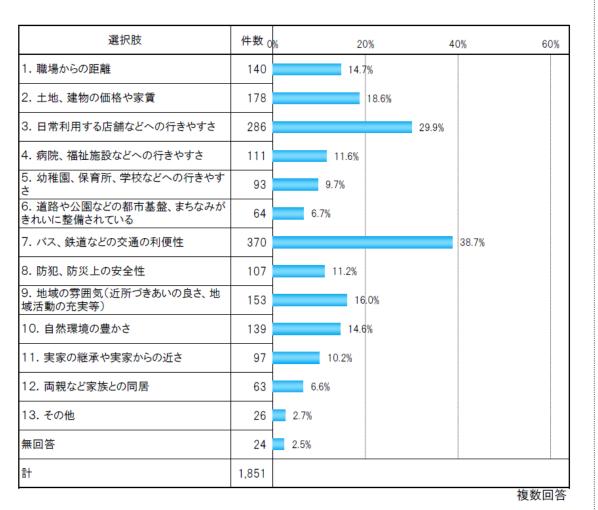
## 3-2-6 その他

## ■住む場所を決める条件

●「交通の便利性」が最も多く、次いで「日常利用する店舗などへの行きやすさ」である。

## 【A調査】





# ○ 那珂川市都市計画マスタープラン策定に係る会議等の経緯

	開催日·期間	会議等の名	称、議題
	△和二左 10 日 2 日	第1回 策定委員会	
	令和元年 10 月 3 日	・都市計画マスタープランとは	
	△和二左 11 □ 10 □	第2回 策定委員会	
	令和元年 11 月 12 日 	・都市づくりの課題	・将来目標の視点
	<b>今和二年 11 日</b>	市民意見聴取会	
	令和元年 11 月 	・都市計画マスタープランとは	・策定のポイント
令   和		第1回 庁内検討会	
令和元年度	令和元年 12 月 26 日	・都市計画マスタープランとは	・都市づくりの課題
度		・現行計画の検証	・将来目標の視点
	   令和 2 年 1 月 21 日	第2回 庁内検討会	
	13 14 2 1 . 73 2 . 14	・現行計画に関する各課ヒアリングの	)結果について
	   令和 2 年 1 月 31 日	第3回 庁内検討会	
	17112 - 171 01 1	・目指すべき都市のすがた(案)	・全体構想見直しの方向性
	令和 2 年 2 月 20 日	第3回 策定委員会	
		・目指すべき都市のすがた(案)	・全体構想見直しの方向性
	   令和 2 年 7 月 3 日	第4回 庁内検討会	
	TM 2 + 7 月 3 日	·全体構想(案)	・地域区分の検討
	令和 2 年 7 月 30 日	第4回 策定委員会	
	中和247月30日	·全体構想(案)	・地域別構想見直しの方向性
	令和2年9月~10月	行政区別意見聴取	
令   和			
和2年度	令和 2 年 11 月 24 日	·全体構想(案)	·地域別構想(案)
		第 5 回 策定委員会	, E. SWITTING (VIE)
	令和 2 年 12 月 8 日	·全体構想(案)	·地域別構想(案)
		パブリック・コメント	
	~令和3年1月22日	※意見なし	
	令和3年3月9日	都市計画審議会	

# ○ 那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

役職	氏 名	所属団体等	備考
会長	田上 健一	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授	
副会長	成田 聖	久留米工業大学 建築·設備工学科 准教授	
委員	野上 和孝	福岡県建築都市部都市計画課課長	令和元年8月 ~令和2年3月
委員	松村 知樹	同	令和2年4月~
委員	森山 衛	那珂県土整備事務所 副所長	令和元年8月 ~令和2年3月
委員	中村 隆年	同	令和2年4月~
委員	村山 敏文	那珂川市区長会 会長	令和元年 8 月 ~令和 2 年 3 月
委員	谷川 義和	同	令和2年4月~
委員	大橋 寿宏	西日本旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 福岡支社 総務企画課長	
委員	宮本 寛之	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 営業第二課 課長	令和元年 8 月 ~令和 2 年 3 月
委員	小川 裕之	同	令和2年4月~
委員	比嘉 正	なかがわの環境を考える会 事務局長	
委員	工藤昭男	那珂川市商工会 副会長	
委員	築地 山治	福岡県広域森林組合参事	
委員	三谷 泰浩	九州大学大学院 工学研究院附属アジア防災研究センター 教授	
委員	阿河 浩二	福岡県宅建業協会筑紫支部 副支部長	
委員	結城 良裕	農業委員会委員	
委員	木藤 亮太	前那珂川市事業間連携専門官	
委員	上野 正貴	公募委員	
委員	木村 正信	公募委員	

#### ○ 那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

平成 8 年 12 月 20 日条例第 31 号

改正 平成 14 年 12 月 24 日条例第 54 号 平成 18 年 12 月 27 日条例第 58 号 平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号

#### (設置)

第1条 都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを目的とした那珂川市都市計画マスタープラン(以下「計画」という。)の策定を行うため、那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の役職員 2人以内
- (2) 関係団体の役職員 6人以内
- (3) 識見を有する者 6 人以内
- (4) 市民 2人以内
- 2 前項に掲げる委員の任期は、1 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、 委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じこれを招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (報酬及び費用弁償)

第6条 委員には、那珂川市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第4号)で定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 24 日条例第 54 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 58 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

# ■用語解説

	用語	内容
い	インクルーシブなまち	インクルーシブは、包摂的の意。人間の多様性を尊重し、障がいのある
	づくり	人もない人も、ともに日常生活や社会生活を営むことができるまちづくり
		の考え方。
お	オープンスペース	敷地内で、建物の建っていない場所、空き地。緑地や公園などのオープ
		ンスペースは、景観の形成、環境の保全、防災に資する効果に加え、憩
	A 157 E 56 11 LH-	い・賑わいの場としての利用効果が期待される。
が	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて
		処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河
_	大字 <i>体</i> 体上	川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
こ	交通結節点	鉄道駅、バスターミナルなど複数の交通手段(徒歩を含む)が集中し、 乗り継ぎが行われる場所。
_		
こ	コミュニティバス	地域住民の利便性が向上するよう、交通が不便な地域等において路線
		バスを補完するため運行する乗り合いバス。本市では「かわせみバス」で     ある。
٦	コンパクト+ネットワー	める。   人口減少・高齢化が進む中でも地域の活力を維持し、居住者が安心し
	<u> </u>	て暮らせるよう、歩いて暮らせる範囲に生活利便施設と居住地が集積し
		た拠点を形成するとともに、公共交通と連携して、まちづくりを進める考え
		方のこと。
L	市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。既に
		市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に
		市街化を図る区域を指す。
し	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
じ	準都市計画区域	都市計画区域の外において、市街化が進行すると見込まれる場合に、
		土地利用を規制するために設ける区域。都道府県が指定する。
し	将来人口フレーム	都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる人口の数値目標のこと。
し	親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる空間。
ち	地域コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方な
		ど、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。
ち	地区計画	身近な生活空間におけるきめ細かなまちづくりを目指し、建築物の建築
		形態や色彩のルール等、各区域の特性にふさわしい良好な環境の街区
		を整備、保全するための計画として、必要な公共施設と建築物等の土
		地利用制限を定めること。
で	DID	Densely Inhabited District(人口集中地区)の略で、国勢調査の調査区
		の中で人口密度の高い地域を指す。原則として、人口密度が 1 km²当たり
		4,000 人以上の地域となる。平成 27 年のDID面積をGIS(地理情報シ
		ステム)で計測すると、本市における市街化区域のうち 93%がDIDであ
		<b>ే</b> .

	用語	内容
で	デマンド交通	路線バスとタクシーの中間的な機能をもった交通機関のこと。路線定期
		型交通とは異なり、事前予約により運行するという特徴があり、運行方式
		や運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、多様な運行方式となる。
٤	都市計画区域	自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通
		しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要が
		ある区域。
٢	都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確
		保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では
		道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設
		としている。
ど	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるお
		それがあると認められる区域。
ど	土砂災害特別警戒区	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が
	域	生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ
		る土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構
		造が規制される。
٢	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅
		地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供(減歩)してもらい、
		この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事
		業資金の一部に充てる事業。
な	なかがわ見聞録	文化財散策をきっかけに市のことをもっと知ってもらうだけでなく、関わる
	~文化財散策ルート~	全ての人たちと共に魅力ある那珂川市をつくることを目指し、那珂川市
		教育委員会により平成 21 年(2009 年)3 月に作成されたルートマップの
		こと。
は	ハザードマップ	洪水、土砂災害等の自然災害に対して、被害が予測される区域および
		避難地・避難路等が記載されている地図。
ば	バリアフリー化	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる
		障壁などを取り除いていくこと。
ふ	福岡県都市計画法に	市街化調整区域においても、一定の条件(市街化区域近接部の社会基
	基づく開発許可等の	盤が整備されている既存集落や、人口減少や少子高齢化等により活力
	基準に関する条例に	が低下している既存集落など)を満たした場合、特定の開発が許容され
	基づく区域	るようになる区域のこと。
ぽ	ポケットパーク	まちのなかで、歩行者が休めるようなベンチ等を設置した小さな公園のこ
		E₀
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、能力、体力、障がいの有無等によって区別することなく、全ての人
		が安全で快適な生活が送れるように製品や建築物、生活空間等をデザ
		インすること。
ょ	用途地域	都市機能の維持増進、居住環境の保護、商工業の利便性の促進を図
		り、また多岐にわたる用途の建築物の混在を防いで地域の性格に応じた
		良好な都市環境を形成することを目的とし、地域区分ごとに建築物の用
		途、形態、建ぺい率、容積率、高さなどに制限を加えるもの。

	用語	内容
IJ	立地適正化計画	人口の急激な減少と高齢化を背景として、福祉や交通なども含めて都
		市全体の構造を見直し、「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりを促進す
		るため、都市再生特別措置法に基づき市町村が策定する計画。
れ	レクリエーション	仕事・勉学などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために
		休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。